

米子市ふるさと納税管理システム更新、ふるさと納税業務委託（寄附証明書等の発行・送付、ワンストップ特例申請の受付）公募型プロポーザル実施要領

この要領は、米子市ふるさと納税管理システム更新、ふるさと納税業務委託（寄附証明書等の発行・送付、ワンストップ特例申請の受付）の受託事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1. 概要

（1）事業概要、事業期間、提案上限額

本事業は、米子市（以下「本市」という。）のふるさと納税による寄附申込の受付から返礼品の管理に至る一連の事務及び、寄附証明書等の送付・ワンストップ特例申請の受付業務を効率的かつ安定した運用を行う観点から以下のア及びイの業務を一体的に委託するものであるが、契約についてはア及びイにおいて個別に契約するものとする。

ア 米子市ふるさと納税管理システム更新

（ア）業務の内容

仕様書のとおり

（イ）履行期間

（a）構築業務 契約締結の日～令和4年8月31日

（b）サービス利用 令和4年9月1日～令和5年3月31日

（ウ）提案上限額

（a）構築業務

1,012,000円

（b）サービス利用（ふるさと納税管理システム）

320,000円

イ ふるさと納税業務委託

（ア）業務の内容

仕様書のとおり

（イ）履行期間 令和4年9月1日～令和5年3月31日

（ウ）提案上限額 19,860,000円

なお、1年間の寄付金額1,200,000千円、寄附件数94,000件と想定。なお、寄附件数の著しい増加等により、委託料が委託料上限額を超える場合、委託料を増額する場合がある（ただし、市予算が措置された場合に限る。）。

※消費税及び地方消費税を含む。（税率10%）

※上記の金額には、仕様書に記載の内容及び（１）に記載の期間に必要な費用を全て含むものとする。

※提案上限額を超えた提案は無効とする。

２．参加資格条件

本業務のプロポーザルに参加することができる者は、本業務の趣旨を理解し、且つ実績及び能力を有する事業者で、本市との協議、調整が必要なときは誠実な対応と柔軟で確実に履行することが可能な者であり、参加申請書提出時点において、次の事項を全て満たすものとする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者
- （２）本業務と同種又は類似業務を処理した実績を有すること。
- （３）米子市の競争入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- （４）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- （６）米子市が課する税の滞納をしていない者。

３．参加申込の留意点

（１）プロポーザル要領等の承諾

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加申請書の提出をもって、本要領のほか本プロポーザルにかかる関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。

（２）プロポーザル参加費用の負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加希望者の負担とする。

（３）使用言語及び単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

（４）提出書類の取り扱い

提出された書類については差し替え不可とし、採用又は不採用に関わらず返却しない。

また、本市は、提供された書類の取り扱いに十分注意するとともに、本プロポーザルにかかる審査以外の目的で使用しない。

(5) 提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。

- ①参加資格条件を欠くもの。
- ②提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの。
- ③審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- ④信義に反する行為があったとき。
- ⑤その他選考にかかる不正行為があったもの。

(6) その他

本要領及び仕様書に定めるもののほか、仕様の変更があった場合には、参加希望者に通知する。

4. 参加申込に関すること

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

郵便番号 683-8686

住所 鳥取県米子市東町161番地2（米子市役所第二庁舎4階）

担当部署 米子市経済部商工課ふるさと振興担当

電話番号 0859-23-5375

FAX 0859-23-5354

電子メールアドレス furusato@city.yonago.lg.jp

(2) 提出方法

持参又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下、「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下、「信書便」という。）により提出すること。なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務うち書留郵便に準ずるものによることとし、令和4年5月17日（火）正午までに到着したものに限り、受付ける。ただし、運搬、送付途上での事故については、提出者の責任とする。なお、持参する場合は、閉庁日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）を除く、各日の午前8時30分から午後5時15分までとする。（最終日は、正午までとする。）

(3) 提出期限

令和4年5月17日（火）正午

(4) 提出書類

- (ア) 参加申込書兼誓約書（第2号様式）
- (イ) 役員調書兼照会承諾書（第3号様式）
- (ウ) 市税等同意書兼誓約書（第7号様式）

(5) 辞退

参加申込に関する書類を提出した後、参加を辞退する場合は、辞退届（第8号様式）を提出すること。なお、すでに受理した参加申込書兼誓約書及び役員調書兼照会承諾書は返却しない。

5. 質問及び回答に関すること

本プロポーザル実施要領及び本プロポーザルの実施に関する質問は、質問書（第1号様式）により行うこと。

なお、提出されたすべての質問に対する回答は、順次ホームページで回答する。電話や口頭による質問は一切受け付けない。

(1) 質問書の提出期限

令和4年4月28日（木）正午

(2) 提出先

米子市経済部商工課

(3) 提出方法

次に示すメールアドレスに送付すること。なお、件名を「ふるさと納税プロポーザル質問書（事業所名）」とすること。

電子メールアドレス furusato@city.yonago.lg.jp

(4) 質問に対する最終回答

令和4年5月11日（水）午後4時までに行う。

(5) 質問書における制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

(ア) 本プロポーザル実施要領及び本プロポーザル実施に係る内容以外の質問

(イ) 質問書以外による質問（電話等による質問）

6. 企画提案書に関すること

(1) 企画提案書は仕様書に沿って作成すること。

(2) 資料を添付する場合は、資料番号を付し、企画提案書の関連ページにも資料番号を表記すること。

(3) 仕様書に示すもの以外に、本要領の趣旨を達成するために有効な方法がある場合は、積極的に提案すること。

(4) 提案見積書に含まれていない別途費用を必要とする機能及び提案は不可。

(5) 企画提案書の提出先

郵便番号 683-8686

住所 鳥取県米子市東町161番地2（米子市役所第二庁舎4階）

担当部署 米子市経済部商工課ふるさと振興担当

電話番号 0859-23-5375

FAX 0859-23-5354

電子メールアドレス furusato@city.yonago.lg.jp

(6) 提出方法

持参又は郵送若しくは信書便事業者による信書便により提出すること。なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、令和4年5月26日(木)正午までに到着したものに限り、受付ける。なお、持参する場合は、閉庁日を除く、各日の午前8時30分から午後5時15分までとする。(最終日は、正午までとする。)

(7) 提出期限

令和4年5月26日(木)正午

(8) 提出書類

ア 企画提案書	10部
イ 見積書(第4号様式)	1部
ウ 見積明細書(第5-1、5-2、5-3号様式)	1部
エ 会社概要(任意様式)	1部
オ 過去における本業務と同種又は類似業務の主な業務実績(第6号様式)	1部
カ その他提案事項	

本市に有意義な提案があれば記載する。

7. 審査項目、評価基準及び選考体制

(1) 選考体制

審査は、「米子市ふるさと納税管理システム更新、ふるさと納税業務委託プロポーザル審査委員会」(以下、「選考委員会」という。)が行う。

(2) 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 2に掲げる資格を有しない者。
- イ 提案書類等に記載すべき事項に不備がある場合。
- ウ 提出書類等に虚偽又は違法な行為の記載がある場合。
- エ 提案書等の作成方法及び提出方法を遵守しない場合。
- オ この実施要領に掲げる手続き以外の方法によって、選考委員会の委員又は関係者等と本プロポーザルに関する援助を求めた場合。
- カ その他選考委員会が不適格と認めるとき。

(3) 審査及び選定方針

ア 審査の方法

7-(2)の失格事項に該当しない提案者を対象に、選考委員会において審査を行う。

イ プレゼンテーション

企画提案内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。実施日時については電子メールで通知する。

(ア) 実施日時

令和4年6月3日(金) (予定) (正式な実施日時は別途連絡する)

(イ) 実施方法

Web会議形式

プレゼンテーション内でシステムのデモンストレーション等を行う場合には、一般的な自治体のネットワーク環境を考慮したものとすること。

(ウ) 所要時間

90分以内(説明及び質疑応答含む)

(エ) 留意事項

事前に提出した提案書類を用いて説明すること。既に提案しているものを補足するような資料であれば、別途用いてもよい。ただし、新たな追加案件は不可とする。

ウ 審査の内容

提案書類、プレゼンテーション内容、見積書などを総合的に判断する。

エ 選考結果の通知

(ア) 選考結果は、決定後速やかにすべての提案者に郵送で通知する(令和4年6月10日(金)を予定)とともに、米子市ホームページにて公表する。

(イ) 審査経緯については、公表しない。

(ウ) 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

8. 契約に関する事項

(1) 契約締結の交渉

米子市は最も優れた提案を行った者と業務委託契約に係る随意契約の締結交渉を行う。ただし、次のいずれかの事由により、業務委託契約が締結できない場合には、次点の者と随意契約の締結交渉を行う。

ア 契約候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当することとなったとき。

イ 契約候補者が、米子市から指名停止を受けることとなったとき。

ウ 契約候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により契約候補者と契約締結が不可能になったとき。

(2) 契約金額

契約金額は、発注者の定める本業務に係る予算の範囲内とする。

(3) 業務委託契約内容及び実施条件

ア 本業務の委託契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し、米子市において定める。

イ 提出書類に記載した総括責任者及び技術担当者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 契約条件

契約条件は、「業務委託契約書」に定めるほか、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）の定めるところによる。

9. スケジュール

応募から提案の審査、業務実施までの流れは次のとおりとする。

(1) 質問書の提出期限

令和4年4月28日（木）正午

(2) 質問に対する最終回答期限

令和4年5月11日（水）午後4時

(3) 参加申込書兼誓約書の提出期限

令和4年5月17日（火）正午

(4) 企画提案書の提出期限

令和4年5月26日（木）正午

(5) プレゼンテーションの実施日

令和4年6月3日（金）を予定

(6) 審査結果の通知

令和4年6月10日（金）を予定

(7) 業務委託契約締結期限

令和4年6月17日（金）を予定

(8) ふるさと納税管理システム納品期限

令和4年8月31日（水）

10. その他留意すべき事項

(1) 提出された提案書類等は、返却しない。

(2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、本プロポーザルに参加する者の負担とする。

(3) 提案書等は、必要な範囲内において複製することがある。

(4) 業務を実施するにあたっては、発注者と協議して進めていくものとし、設計において提案内容の一部変更を求めることがある。

(5) 提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じる事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

(6) 提案書類等の内容に含まれる著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする

が、審査の公表及び米子市が必要と認めるときには、著作権法第18条第3項に基づき、米子市はこれを無償で使用できるものとする。

(7) 提案者が提出する書類は、米子市情報公開条例（米子市条例第22号）の規定により非公開の扱いとなるものを除き、公文書公開の対象となるので留意すること。

(8) 提案を取り下げの場合は、辞退届（様式第8号）を提出するものとする。

1 1. 米子市ふるさと納税管理システム更新、ふるさと納税業務委託（寄附証明書等の発行・送付、ワンストップ特例申請の受付）公募型プロポーザル選考委員会

(1) 設置

受託者の選定のため、米子市ふるさと納税管理システム更新、ふるさと納税業務委託（寄附証明書等の発行・送付、ワンストップ特例申請の受付）プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

審査委員会は、提案された企画について、提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、「企画提案書等評価要領」に基づき評価を行う。また、最優秀提案者を選定する。